令和4年5月24日 障害福祉サービス事業所に 対する集団指導 研修資料

令和4年度

事業所指定・変更届出等の提出に係る留意点について

茨城県 福祉部 障害福祉課

(1) 指定に係る市町村及び県との事前協議

提出書類:事業計画書

期 限:指定申請書の提出期限の2週間前を目途に完了 【例】指定予定日が4月1日の場合、2月14日までに完了

- (2)市町村からの意見書の交付
- (3)指定障害福祉サービス等の指定申請

提出書類:指定申請書一式

期 限:指定を受けようとする日の属する月の前々月の末日まで

【例】指定予定日が4月1日の場合、2月28日までに申請書一式を提出

(必着)

- (4)指定障害福祉サービス事業者等の指定【毎月1日】
- ※<u>指定障害福祉サービス事業所等が水戸市に所在している場合、指定障害</u> 福祉サービス事業所等に係る届出等の提出先は水戸市となります。

【市町村の意見書の交付が必要なサービス】

- (1) 生活介護事業
- (2)短期入所(単独型に限る)
- (3) 就労移行支援事業
- (4)就労継続支援事業(A型)
- (5) 就労継続支援事業(B型)
- (6) 自立訓練事業(生活訓練)
- (7) 自立訓練事業(機能訓練)
- (8) 共同生活援助事業
- (9)障害者支援施設
- (10)(1)から(9)の既存事業で、大幅な定員増(10 名以上)を伴うもの。
- (11)(1)から(9)の既存事業で、指定時の所在市町村以外に事業所を追加 又は移転するもの。
- ※下線部は、令和3年4月1日からの改正箇所

【市町村の意見書の交付が必要なサービス】

- (1)児童発達支援事業
- (2) 医療型児童発達支援事業
- (3) 放課後等デイサービス事業
- (4)保育所等訪問支援事業
- (5)居宅訪問型児童発達支援事業
- (6)(1)から(3)の既存事業で、大幅な定員増<u>(10 名以上)</u>を伴うもの
- <u>(7)(1)から(5)の既存事業で、指定時の所在市町村以外に事業所</u> <u>を追加又移転するもの</u>
- ※下線部は、令和3年4月1日からの改正箇所

【指定申請書類提出時の注意点】

○ 指定申請書類は、<u>全ての</u>指定申請書類が揃って から障害福祉課で受理となります。

提出された申請書類に不足や不備がある場合は、受理できませんので、ご注意願います。

- →受理日から起算し、翌々月の指定となります。
- 〇 指定申請書を受理後、申請書類の軽微な修正は、指 定予定日前月の20日までとなります。

修正が間に合わない場合は、翌々月の指定となりますので、速やかに修正の対応をお願いいたします。

- ・実務経験証明書は、押印のあるものの原本を提出となります(写しは手元に保管ください)。
- ・原本提出以降、提出済の実務経験証明書を根拠とした 変更届出等をする場合、写しを添付いただくことも可能 です。

 実務経験証明書

 様果成年月日

 施設又は事業所所在地及び名称

 代表者氏名 電話番号

下配の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

E,		名							(生年	月日	年	月	日)
現	住	P	FF .										
施股又	it.	事業	所名	施股	· ##	所の種	削()
* 1	务	期	間		年	Я	8~	年	Я	B (年		月間)
うち業務	に模	≢l	た日敷										
* 1	务	内	容	職名	()				

変更届出の提出について

【変更届出の提出】

- 障害福祉サービス事業所の指定内容に変更があった場合は、10日以内に届出をする必要があります。
- 〇 グループホームにおける共同生活住居の追加及び定員の変更(定員の増加に限る)については、設備基準・人員基準を確認する必要があるため、変更の1ヶ月前までに提出ください。
- ※共同生活住居の追加については、変更の2週間前までの変更届出の提出を求めておりましたが、令和3年11月1日以降の共同生活住居の追加及び定員の変更(定員の増加に限る)から、変更の1ヶ月前までの変更届出の提出が必要となりますので、ご注意ください。

加算等の算定に係る届出について

【新たに加算を算定する場合】

○ 報酬算定の際に、各種加算を算定するものにあたっては、体制等加算の届出が必要になります。<u>届出が毎月15日以前になされた場合は翌月利用分から、16日以降になされた場合は翌々月</u>利用分から算定を開始するものとします。

【加算等が算定されなくなる場合】

- 障害福祉サービス事業所の体制について、加算等が算定され なくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなること が明らかな場合は、<u>速やかに届出書の提出</u>が必要となります。
- この場合は、加算等が算定できなくなった事実が発生した日 (居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援 護サービス費、計画相談支援費における特定事業所加算については事実が発生 した日の属する月の翌月の初月) から加算等の算定が行えません。
- <u>〇 届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、</u> <u>不当利得として返還が必要となることに加え、行政処分の対象</u> となる可能性があります。

加算等の算定に係る届出について

【減算を算定する場合】

- やむを得ず減算を適用する場合についても、<u>速やかに届出書</u> の提出が必要となります。
- 〇 この場合は、減算となる事実が発生した日から減算となります。
- <u>○ 届出を行わず、当該減算せずに請求を行った場合は、不当利得</u> <u>として返還が必要となることに加え、行政処分の対象となる可能性</u> があります。

【減算となる例】

- 児童発達支援管理責任者(サービス管理責任者)欠如減算 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から 人員基準欠如が解消されるに至った月までの間。
 - ・減算適用1月目から4月目 所定単位数の70%を算定 等

【留意事項】

○ 指定基準違反は、減算すれば良いものではなく、速やかに基準を 満たす必要があることにご留意ください。

変更届出の提出について

変更届出書に関する添付書類一覧表																								
	変更届出書	付表	登記簿謄本	事業所・ 施設の 平面図	施設の周	外観及び	事業所の設備・備	経歴書		ጅ書		資格証の	サービス管理責任	相談支援	- 夫務程駅	加算届出	勤務形態	雇用契約	主たる対象者を特		消防関係	不動産の 登記事項	±0++÷	
↓変更事由・添付書類→							品等一覧表	管理者	サーヒ・ス提供 責任者	サーヒ・ス管理 責任者	相談支援 専門員	写し	者研修修 了証書	修修了証書	(見込)証 明書※3	書	一覧表	規雇用の場合)	定する理由書	連宮規程	消防関係検査済証	証明書又 は賃貸借 契約書	見書※4	誓約書
	申請様式 第2号			参考 様式1			参考 様式2	参考 様式3	参考 様式3	参考 様式3	参考 様式3				参考 様式4	様式第5 号関連			参考 様式7					参考 様式6等
1 事業所(施設)の名称	0	0																		0				
2 事業所(施設)の所在地	0	0		0	Δ	0	0													0	Δ	Δ	Δ	
3 申請者の名称	0	0	0																	0				
4 法人(主たる事務所)の所在地	0		0																					
5 代表者の氏名及び住所	0		0																					0
7 事業所(施設)の平面図及び設備の概要	0			0		0	0														Δ			
8 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	0	0						0									0	Δ						
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	0	0							0			0			Δ		0	Δ						
10 事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所 (児童発達支援管理責任者)	0	0								0			0		Δ		0	Δ						
11 相談支援専門員の氏名及び住所	0	0									0			0			0	Δ						
12 上記以外の従業員の増減※]	0	0										Δ					0	Δ						
13 利用定員	0	0		0												Δ	0		·	0			Δ	
共同生活住居の増設 ※2 従たる事業所(施設)の設置	0	0		0	0	0	0									0	0			0	0	0	Δ	
15 主たる対象者	0	0																	0	0				
16 運営規程	0																			0				
17 短期入所の種別(併設型・空床型・単独型)	0	0															0			0				
※1・2・3・4については、別シートを 参照ください。																								
○提出必要 △場合により必要																								

変更指定申請について

【変更指定申請書の提出】

- 生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型 において、定員を増やす場合
- 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種 類を変更する場合又は当該指定に係る入所定員(生活 介護に係るものに限る。)を増やす場合

【提出期限】

変更をしようとする日の30日前まで

指定更新の手続きについて

【指定の有効期間】

指定の有効期間は指定日又は指定更新日から6年間になります。

【指定更新申請の提出】

指定更新申請書は、指定期間を満了する日(指定日又は指定更新日から6年後の日の前日)の属する月の前月の末日までに必要書類を揃えて提出してください。

【例】指定期間が3月31日までの場合、2月末までに必要書類を提出。

- ※障害福祉課から指定更新申請の案内は行いませんので、各事業所において、指令書に記載のある指定有効期間を確認し、提出期限内に申請書の提出をお願いします。
- ※更新手続きが行われない場合、指定の効力を失うため、報酬は請求できません。

廃止(休止)の手続きについて

【提出期限】

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止(休止) しようとするときは、廃止等の日の1ケ月前までに、県に 届出をする必要があります。

【提出書類】

- ・廃止・休止届出書
- ・現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、 利用希望に応じて、継続利用可能な事業所の名称 等を記載したリスト
- ・上記リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対して、その希望や意向等を 聴取するために実施した個々の面談記録

人員基準の算定に係る注意点

【常勤の考え方】

○ 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉 サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間 数に達していることをいいます。

【勤務延べ時間数】

○ 勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に 位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための 準備を行う時間(待機の時間を含む)の合計数です。

なお、従業者1人につき、勤務延べ時間に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。超過勤務を含めることはできません。

【注意点】

- 〇 法人の代表や役員等を問わず、勤務形態一覧表に記載する従業員については、常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限となります。
- <u>0 複数の事業所を運営する法人におかれましては、事業所を兼務する従業</u> <u>員の合計勤務時間数が上限に達していないかの確認をお願いします。</u> また、確認の結果として事業所の人員配置一覧等の提出をお願いします。

申請書類の掲載箇所について

【指定申請書類等掲載箇所】

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_siteisinnsei.html

ホーム > 茨城で暮らす > 福祉・子育て > いばらきの障害福祉政策 > 障害福祉サービス・医療費助成について > 障害福祉サービス事業者向け情報 > 障害福祉サービスの指定申請について

指定基準、報酬算定基準等の詳細については、必ず県条例、関係省令、告示、 通知等を御確認の上、手続ください。